

ID: 281

担当部署: 上下水道局

処分の概要	督促手数料及び延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例 第15条		
例 規 番 号	平成17年条例第157号		
【根拠条文】 (督促手数料及び延滞金の減免) 第15条 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日